

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 関東信越国税局における各種取組の実施について (総務課)

別添1 「業務センター室への郵送等に関するお願い」

別添2 「資産税事務のエリア一体的運営の実施について」

別添3 「滞納整理事務の集中化の実施について」

別添4 「関東信越国税局からのお願い」

関東信越国税局では、内部事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実を目指し、令和7年7月以降、別添1から別添4のとおり取り組んでおりますので、ご承知おき願います。

なお、当局においては、別添1のとおり春日部及び上尾署が関東信越国税局業務センターに追加され、新規に関東信越国税局業務センターつくば分室及び佐久分室が開設されます。

また、資産税事務エリア一体的運営については、信濃中野署の資産税事務が長野署

で運営され、滞納整理事務の集中化にあつては、秩父署の滞納整理が熊谷署の徴収担当職員において実施されます。

(2) 令和7年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知について

(管理運営部門)

イ 発送日 令和7年 6月13日 (金)

ロ 納期限及び振替日

第1期 令和7年 7月31日 (木)

第2期 令和7年12月 1日 (月)

ハ 減額申請期限

第1期 令和7年 7月15日 (火)

第2期 令和7年11月17日 (月)

令和7年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書の発送日と第1期分、第2期分の納期限等は記載のとおりです。振替納税を利用されている方の振替日も同日となりますので、振替口座の残高確認につきまして関与先等にご指導をお願いします。

(3) 令和7年度税制改正 所得税の基礎控除の見直し等について

(法人課税部門)

イ 税制改正内容 (別添資料5)

(イ) 基礎控除の見直し

(ロ) 給与所得控除の見直し

(ハ) 特定親族特別控除の創設

(ニ) 扶養親族等の所得要件の改正

ロ 源泉徴収事務における留意事項

令和7年11月までの給与等の源泉徴収事務に変更は生じません。

(イ)、(ロ) 及び (ハ) について令和7年12月に行う年末調整で精算又は適用を行います。

(ニ) については、令和7年12月1日以後に支払う給与から適用されます。

ハ 特設サイトの開設について

令和7年4月25日(金)に国税庁ホームページ内に特設サイトが開設され、今後、よくある質問(Q&A)などの情報を追加し、随時更新される予定ですのでご承知おき願います。

(4) 「令和6酒造年度 全国新酒鑑評会」入賞酒について

(酒類指導官)

先日、独立行政法人酒類総合研究所において開催された、「令和6酒造年度 全国新酒鑑評会」における審査結果が発表されました。埼玉県内からは12点が入賞し、特に優れていると評価された金賞酒は前年より5点多い8点でした。

なお、熊谷税務署管内では権田酒造(株)(熊谷市)及び滝澤酒造(株)(深谷市)が金賞を受賞しています。

また、埼玉県内の入賞酒一覧は別添6のとおりです。

5 県税事務所からの連絡事項

電子申告の利用促進について

別添資料7「法人県民税・事業税 電子申告利用率」